

社会保障と税の一体改革

<p>改革の背景</p>	<p>急速に進む少子高齢化（現役世代の減少） 2060年には… 65歳以上は10人に4人 出生率は193万人が48万人。4分の1に</p>	
<p>改革の必要性</p>	<p>年金・医療・介護等の社会保障費の増大。毎年増加分の1兆円は国の借金でまかなう（負担の先送り）。2015年度末には837兆円の借金</p>	
<p>改革の趣旨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 税について 消費税を引き上げるにより、負担の先送り軽減と社会保障制度の充実を図る。 ● 社会保障の充実について <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>子ども、子育て 0.7兆円程度</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>医療、介護 1.5兆円程度</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>年金 0.6兆円程度</p>  </div> </div>	

1、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」

（平成25年12月5日法案成立）

第1条～第3条 省略

第4条（医療制度）

1～6 省略

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（一）省略

（二）医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる事項

イ～ロ 省略

ハ 被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助金の見直し

ニ 省略

2、「持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律」

（平成27年5月29日公布）

第一 国民健康保険法の一部改正

一～二 省略

三 国は、国民健康保険組合に対し、療養の給付等に要する費用の額等について、**国民健康保険組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額等を補助することができる。**

※当国民健康保険組合

平成28年度は補助率32% → 29.6%に減額。5年をかけて平成32年度は20%に減額。